

令和3年8月27日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕

○欠席委員

委員	柏木 洋志
----	-------

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

議題1. 会議時間について

午後1時39分開議

○【高柳貴美代委員長】 本会議終了後にもかかわらず、議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員会を開く前に御報告いたします。柏木洋志議員より欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開きます。



議題1. 会議時間について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、会議時間について協議を致します。これは9月1日に一般質問を行う予定だったお二人の議員より、欠席の届けと一般質問の取下げの申出があったことに伴うものでございます。このことについて、初めに議長より御説明をお願いいたします。

○【青木健議長】 それでは、着座のまま説明をさせていただきたいと思います。議会終了後、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月1日の会議時間についての御相談でございます。ただいま委員長から説明がありましたように、9月1日午前に質問する予定だった2人の議員から、欠席の届けと一般質問の取下げの申出があったところでございます。このような場合、前例に倣いますと、1日は午前10時に開議し、発言順8番の古濱議員からお三方が一般質問を行うこととなります。しかしながら、議長の裁量におきまして、昼食休憩等を除き、おおむね1時間15分ごとに一般質問を開始する運用を行っていることから、午前のお二方が質問を行わないということは影響が大きいということがございます。

そこで、副議長にも確認をし、会議時間を繰り下げて午後1時15分から本会議を開くということも選択肢の1つではないか、そのように考えているところでございます。9月1日の会議時間について、御協議を頂きますようお願いを申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございました。

次に、会議時間について、会議規則等ではどのようなになっているか、議会事務局長より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 本会議の会議時間について、会議規則では、原則午前10時から午後5時までとされており、例外として、議会の議決または議長の宣告により変更することができるとの規定となっていてございます。会議時間の繰上げや繰下げの先例は、これまでも数回あったという状況でございます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。9月1日の会議時間について、午後1時15分に繰り下げるという点の御協議をお願いいたします。御意見を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 私は1時15分からでいいのかなと思っています。やはりこの時間からですよというふうにお知らせしている議員の方もいらっしゃるかもしれませんが、前に2人、急に詰めると、いろいろ予定も変わられる方もいらっしゃるのかなと思いますので、議長がお話しされた1時15分から始めるという形でよいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 会議時間、午後からでよろしいかと思います。これまでも過去には一般質問自体が1時間以内で終わった場合に繰り上げて運用していたのを、それぞれの時間を1時間と見て、開始時間を繰り上げないというふうにして過去に定めた経緯もありますし、現段階では通告の3日間の中で、この日時を来た順番に確保するという手法を取っておりますので、御本人たちが希望してそこをされているということを考えると、全員の合意があれば、変える必要もないのかなと思いますの

で、そのようにしていただければと思います。

○【古濱薫委員】 藤江委員、稗田委員のおっしゃるとおり、また、議長の御提案のとおり、そのまま結構だと思います。私が1時15分からの当事者というか、それにもなっていますが、繰り上げた場合どうかと考えてみましたけれども、やはり稗田委員の言うように、通告のときにどの時間帯で行おうかということを市民の意見を議場で述べる大事な質問の時間で、どこで述べようかとやはり選んで、皆さんも同じように決めていった時間帯ですので、傍聴とかをなさる市民の方の御意見や、また、今回はお二人が偶然に午前中の1時間目、2時間目と並んでいましたけれども、今後様々な日にちに、もしかしたら同じようなケースが出てくるかもしれないときに、全てを繰り上げていくのかとか、そういったことも考えますと、また協議が必要かと思いますが、今回は議長のおっしゃるとおり、時間そのままで行うのがいいかなと思います。

○【青木淳子委員】 私も皆様と同意見でございます。13時15分から繰下げということで、先ほど議長からお話がありましたし、また、事務局のほうからも、会議規則には10時から17時という時間帯、その中で収まる内容でございますので、そもそも通告をして、ホームページ上にこの順番でということが、市民にも周知されていることでありますし、ここで変更せず、午後の13時15分から決まった方、古濱議員が13時15分とありましたけれども、そのとおりでよろしいかと思っております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。委員の皆様御意見を伺いまして、全員の意見が繰り下げて午後1時15分から始める形ということで一致しておりますので、ここで確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、9月1日の会議時間について、午後1時15分に繰り下げるということを確認いたしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、会議時間の繰下げについては、議長の宣告で行うということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように決定をさせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 これをもちまして議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでございました。

午後1時46分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年8月27日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代